

営繕工事における週休2日促進工事実施要領の改正について 令和7年12月

- 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的として週休2日促進工事の取組を行っていますが、令和8年3月1日より、現状の【月単位の週休2日】、【通期の週休2日】に加え、**全ての週で2日以上**の現場閉所を行う取組を追加します。
- 原則、請負対象金額1,000万以上の工事は選択-I型（これまでの発注者指定型に類似）それ以外については選択-II型（これまでの受注者指定型に類似）にて発注を行います。なお、I・II型共に通期の週休2日については必須とします。
- 改正施行前の対象工事（入札公告中又は工事施工中）は工期末まで旧要領を適用します。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況			※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態(現場休息)とする。 ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。 ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日とする。 ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。
	週単位の週休2日 (全ての週※2で2日※3以上)	月単位の週休2日 (全ての月で4週8休以上)	通期の週休2日 (全体で4週8休以上)	
選択-I型	受注者が選択※4	必須	必須	
選択-II型	受注者が選択	受注者が選択	必須	

積算方法等

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定（右記参照）
- ・ 予定価格の作成に当たっては、それぞれ下記の補正係数を設定している

○ 選択-I型 月単位の週休2日

○ 選択-II型 通期の週休2日

・ 協議により週休2日の取組を行う場合、工事完了前に現場閉所の達成状況を確認し、補正分の増額変更を行う

・ 対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、補正分を減額変更を行う

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
週単位の週休2日	1.02	1.01
月単位の週休2日	1.02	なし
通期の週休2日	なし	なし

その他注意事項

- ・ 受注者は、現場閉所状況の確認ため、工事着手前に計画表、工事完了前に実績がわかるものの提出を行うこと。※書式は任意
- ・ 工事成績評定

選択-I型 週単位の週休2日を行い、達成した場合は加点評価する

選択-II型 週単位の週休2日または月単位の週休2日を行い、達成した場合は加点評価する

※どちらの発注方式においても明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった際は、工事成績評定において減点措置を行う場合がある